

# 令和2年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）の実施について

学 生 各 位

令和2年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）について、以下のとおり実施します。

## 1. 申請書類の取得方法・提出期間等

配付開始日 令和2年2月12日（水）

取 得 方 法 北海道大学ホームページからダウンロードし、印刷の上、使用してください。

○ トップ＞学生生活＞入学料・授業料（各種手続き・証明書）＞新着情報

※ 外国人留学生は申請書類が異なるので、入学する学部・研究科（学院）等の担当窓口で確認の上、取得してください。

提 出 期 間 **入学する学部・研究科（学院）等が指定する期間内**

※ 入学する学部・研究科（学院）等により提出期間が異なりますので、担当窓口で確認してください。

※ 学部新入生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の申請期間は入学手続期間（学生募集要項参照）となります。なお、学部編入学生については、入学する学部担当窓口で確認してください。

提 出 場 所 入学する研究科（学院）等の入学料減免（徴収猶予）担当窓口

※ 学部新入生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）については高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生援課奨学支援担当）

## 2. 申請に係る補足事項

○令和2年度から、本学の入学料減免は、「A：高等教育の修学支援新制度に伴う入学料減免」と、「B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）」の二制度により実施されます。

①令和2年4月入学の日本人学部1年生は「A：高等教育の修学支援新制度に伴う入学料減免」のみ申請することができます。（一部例外有。下記※B②を参照。）

②令和2年4月入学の、大学院生（修士・博士・専門職大学院）及び全ての留学生（学部生及び大学院生）は「B：本学独自の入学料減免（徴収猶予）」に申請することができます。（高等教育の修学支援新制度は対象外です）

※「A：高等教育の修学支援新制度に伴う入学料減免」

①本学の日本人学部1年生で「高等教育の修学支援新制度」に申し込み、既に「決定通知」を受け取った者、若しくは令和2年4月に「高等教育の修学支援新制度」に申し込む者が申請することができます。

②「C：高等教育の修学支援新制度による授業料減免」（令和2年度前期分授業料減免の実施についてを参照）を申請することにより、同時に入学料減免も申請されたものとなります。（入学料減免のみの申請手続きは不要です）

③「高等教育の修学支援新制度」に入学料徴収猶予制度はありません。

※「B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）」

①学部1年生の留学生・学部編入学生及び全ての修士・博士・専門職大学院の1年生（留学生を含む）が申請することができます。

- ② 本学の日本入学部1年生は、「過去1年以内（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に学費負担者が死亡した場合」に該当する場合は、申請することができます。
- ③ 「北海道大学入学料減免（徴収猶予）申請のしおり」内の「入学料減免（徴収猶予）の申請資格」のいずれかに該当し、減免（徴収猶予）が必要と認められる場合には、選考の上、入学料の全額若しくは半額が減免され、又は徴収が猶予されることがあります。（猶予期間は、4月入学者は9月末日、10月入学者は2月末日までとなります。）

### 3. 決 定

- 申請者（学生）への判定結果に係る連絡等については、8月上旬に掲示により行いますので、申請者は掲示等を確認してください。

※ 判定結果を申請者及び保護者へ郵送やメール送信することはありません。

- 学部新1年生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の判定結果については、高等教育推進機構④番B窓口、学部編入学生及び大学院生については入学する学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

### 4. その他

- 減免・徴収猶予申請をした者は、入学料の納入が猶予されますので、判定結果の通知があるまで入学料を納入しないでください。一度納入された入学料については返還されません。
- 減免の不許可者及び半額減免者並びに徴収猶予申請者については、減免（徴収猶予）判定の決定後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。納入期限までに入学料を納入しない場合には除籍となりますので、注意してください。
- 減免申請をした者のうち、不許可及び半額減免となった者については、再度、徴収猶予申請ができます。（申請期間・申請方法については判定結果を受け取った担当窓口を確認してください。）
- 文部科学省からの通知を参考に、令和2年度から「免除」という表現を一部減額もあることから「減免」という表現に統一しました。
- 質問・相談については、高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（Tel011-706-7530）。

令和2年2月12日 学務部学生支援課